

まえがき

皆さんは「障害年金」をご存じでしょうか？

この本を手に取り、初めて障害年金の存在を知った方の中には、

「障害者手帳を持つ人のための年金？」

「まだ60歳になってないから、もらえないわ」

そんなことを思われる方も多かもしれません。

しかし障害年金は「年金」と聞いて真っ先に思い浮かべる「老齢年金」や、家族が亡くなった場合に支給される「遺族年金」と同じ、国の公的年金のひとつです。

具体的には病気やケガなどで障害を負い、定められた条件を満たす方なら誰でも受け取ることができる、国の制度なのです。

しかしほかの2つの年金とは異なり、制度や請求方法が複雑すぎてわかりづらいこともあり、知らない人が実に多いのです。私のところにも「もっと早く知っていたら……」という声が多く寄せられ、社会保険労務士として広く障害年金の存在を知っていただきたいと、この本を出しました。

もうひとつ私がお伝えしたいのが「受給後にできるだけ社会復帰をしてほしい」ということです。

この仕事をしていて一番喜びを感じるのには請求が通ったときですが、同じぐらい嬉しいのが「働くところが決まり

ました」というご連絡をいただいたときです。

障害年金は、受給することがゴールではない（多くの場合は）と私は思っています。

障害年金はあくまでも病気やケガをした場合の一時的な救済制度です。受給することで経済的・精神的安定を得て治療に専念してもらおう。そしていずれは障害年金を卒業し、社会復帰することがゴールだ（多くの場合は）と思うのです。

働くことができれば、障害年金をもらうよりも収入は増えますし、何より自信や生きがいにつながります。

こう思うのは、私が社会保険労務士であり、なおかつ、キャリアコンサルタントであるからかもしれません。

本書は、多くの方に障害年金という制度を知ってもらい、自分で請求ができるよう、なるべく簡略化しました。そして、請求でつまずきがちな「初診日の確定」や「書類の書き方」についても、できる限りわかりやすく記しています。

また、障害年金の本はたくさんありますが、私がこれまで経験してきた受給例を多く取り上げたことや、社会復帰の制度を詳しくしたことも特色です。

障害年金の請求を考える方の中には、ためらいや不安を感じる方も多いかもれません。しかし障害年金は、条件を満たし、必要に迫られている方なら誰でも活用できる制度です。障害年金の活用は、経済的な安定につながり、経済的な安定は心の安定につながります。

該当しながらもらいそびれないよう、十分に活用していただきたいと思います。

障害年金を知らなかった方、まだ受給していなかった方、そしてあきらめてしまった方。そんな方々に本書が役立てられれば、嬉しい限りです。

平成30年3月 特定社会保険労務士・キャリアコンサルタント 浅野 代司郎

※昨今では一般的に、障害・障害者を「障がい」「障碍」と呼称・表記しておりますが、本書では法律での「障害」という表記に合わせ、すべて「障害」で統一しております。あらかじめご了承ください。